



2025年6月26日

各 位

会 社 名 リョーサン菱洋ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 中村 守孝
(コード番号 167A 東証プライム)
問合せ先 執行役員 広報部長 田中 葉子
(TEL : 03-3546-5003)

取締役等に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年7月25日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 35,800株
(3) 処分価額	1株につき 2,559円
(4) 処分価額の総額	91,612,200円
(5) 割当予定先	取締役（※）5名 18,700株 執行役員 2名 1,900株 当社完全子会社の取締役 2名 3,700株 当社完全子会社の執行役員等 13名 11,500株 (※) 社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下同じ。）に対して当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。また、当社第1回定時株主総会において、本制度に基づき、対象となる取締役に対し、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、金銭報酬枠とは別枠で年額200百万円以内の金銭債権を支給すること、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20万株以内とすること、及び、譲渡制限期間を、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすることとされております。

また、当社は、当社の執行役員並びに当社完全子会社の取締役及び執行役員等に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式付与制度を導入しております。

その上で、今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各割当予定先の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、（i）本日開催の取締役会の決議により、当社の取締役5名及び執行役員2名に対して付与される当社に対する金銭債権、並びに（ii）当社完全子会社の取締役会決議により、同社の取締役2名及び執行役員等13名（以下、総称して「割当対象者」といいます。）に対して付与される同社に対する金銭債権の合計91,612,200円を現物出資の目的とする当社の普通株式35,800株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決定いたしました。

本制度の概要については、以下のとおりです。

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

本自己株式処分に伴い、当社と割当対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

割当対象者は、2025年7月25日（払込期日）から当社又は当社の完全子会社の取締役、監査役又は執行役員等のいずれの地位も喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

割当対象者が、2025年7月25日（払込期日）から2026年7月1日が到達した時点までの間（以下「本役務提供等期間」といい、このうち、2025年7月25日（払込期日）から2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間を役務提供期間とする。）、継続して、割当対象者が当社又は当社の完全子会社の取締役、監査役又は執行役員等のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が本役務提供等期間において、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により上記のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。ただし、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画（以下「本組織再編等」という。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合であって、本組織再編等において、当社以外の本組織再編等に係る法人が、割当対象者に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式となるものに限る。）を交付するときは、この限りでない。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又

は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。ただし、本組織再編等において、当社以外の本組織再編等に係る法人が、割当対象者に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式となるものに限る。）を交付するときは、この限りでない。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年6月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,559円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上